

株式会社 **アルファ** 定 款

2021年 6 月 24日 改正

第 1 章 総 則

(商 号)

- 第 1 条 当会社は、株式会社**アルファ**と称する。
英文では **ALPHA Corporation** とする。

(目 的)

- 第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. 自動車、産業用車両及びその他の輸送用機器の錠前、部品並びに電子応用機器の製造及び販売
 2. 住宅用、事務所用の錠前、金具類及び防犯に関する住宅設備品の製造及び販売
 3. 産業機械、自動販売機器、遊戯機器、銀行用機器及び自動サービス機器の錠前並びに周辺機器の製造及び販売
 4. 自動保管庫、自動販売機器、事務用機器及びこれらに関連するコンピューター並びに周辺機器の製造、販売及び賃貸と、付帯する施設の運営管理
 5. 防犯、防火、防災及び安全に関する設備機器の製造及び販売
 6. 自動保管庫に関する広告宣伝事業
 7. ダイカスト製品、樹脂成形製品及びその金型、治工具、工作機械の製造及び販売
 8. 不動産の賃貸借、事務所、工場等の清掃・補修及び駐車場の経営
 9. 食料品、家庭用電気製品、燃料油類、タバコ、その他日用雑貨品の販売
 10. 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
 11. 太陽光発電に関する事業
 12. 飲料水に関する事業
 13. 子会社の事業活動の統括・管理
 14. その他前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を神奈川県横浜市に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告は、電子公告とする。

ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることが出来ない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は4,080万株とする。

(自己株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 第11条に定める請求をする権利

(基準日)

第 10 条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2. 前項その他定款に定めがある場合の外、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

(単元未満株式の買増し)

第 11 条 当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて単元株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。

(株主名簿管理人)

第 12 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第 13 条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 14 条 定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時招集する。

2. 株主総会は、本店所在地もしくはこれに隣接する地、または東京都区内において招集する。

(招集権者及び議長)

第 15 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会において定めた取締役がこれを招集し、議長となる。

2. 前項において定めた取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 16 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令で定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分

の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 18 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第 19 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(員 数)

第 20 条 当会社の取締役は、8名以内とする。

(選任方法)

第 21 条 取締役は、株主総会において、選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。

(任 期)

第 22 条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 23 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役及び取締役相談役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会において定めた取締役がこれを招集し、議長となる。

2. 前項において定めた取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 25 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意あるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議の省略)

第 26 条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第 27 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって

定める。

(取締役の責任免除)

第 29 条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、5百万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(員 数)

第 30 条 当社の監査役は、4名以内とする。

(選 任)

第 31 条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
4. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、株主総会の決議によって短縮されない限り、当該決議後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任 期)

第 32 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

ただし、前条項 3 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

(常勤監査役)

第 33 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 34 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。

ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役の全員の同意あるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。

(監査役会規程)

第 35 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第 36 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 37 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、5百万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第6章 会計監査人の責任

(会計監査人の責任免除)

- 第 38 条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間で、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づき予め定めた賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。

第7章 計 算

(事業年度)

- 第 39 条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

- 第 40 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

- 第 41 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間等)

第 42 条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2. 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

附 則

第 1 条 当会社の株券喪失登録簿の作成及び備え置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

第 2 条 前条及び本条は、平成22年 1 月 6 日をもって削るものとする。